



主な話題

- ・ 農業委員会の仕事をご存じですか? P 1
- ・ 農業委員会事務局の紹介 P 2
- ・ 今津市長と意見交換しました P 3
- ・ 視察研修に行きました P 4
- ・ 農地にまつわるQ & Aのコーナー P 5
- ・ 農業委員の改選があります P 9
- ・ 参考賃借料を公表しました P 9
- ・ 目標地図を作ります P 10

農業委員会の仕事をご存じですか？

農業委員会では普段どんな仕事をしているのかご存じですか？
ここでは農業委員会と事務局の仕事の一部を紹介します。

農地所有者や耕作者からのお問い合わせ

農地の取扱いは「農地法」で定められていますが、特に一般の方にはなじみの薄いものかもしれません。
農業委員会では、広く農地に関するお問い合わせへの対応を日常的に行っています。

→ よくあるお問合せは5ページからの
Q & AのコーナーへGo！

こんにちは
農業委員会です



農地の権利移動などの審査

農地の権利移動には農地法による制約があり自由に売買や貸し借りをできません。

農業委員会ではこれらの手続きに関わる書類の準備や審査を行っています。

旭川市では特に農地の賃貸借が多く、年間400～500件程度の申請があります。

申請書類が
たくさん



現地確認

売買予定の農地の境界確認、農地性の有無の判断、違反転用への対応などのため、現地確認をしています。

現地確認は事務局職員だけで行うこともありますが、農業委員が同行することも多いです。

境界は
ここかな



市長との意見交換会

農業者が将来安心して農業を営めるよう、農業委員は農業者の代表として、旭川の農業を取り巻く情勢や、旭川の農業施策について、市長と意見交換を行っています。

今年度の意見交換会で出た話題を、3ページで紹介しています。

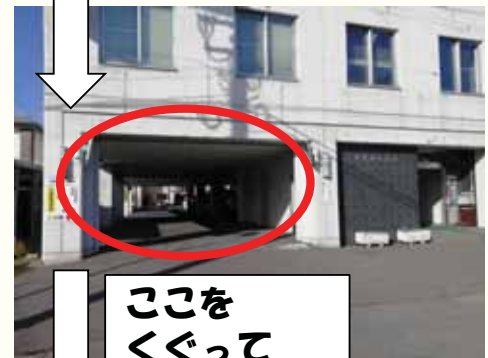
市長挨拶の
様子



農業委員会事務局の紹介



駐車場
入口です



ここを
くぐって
行くと…



左側が
来客者用駐車
スペースです



事務局に
着きました！

外勤が多い職場のため、担当者が不在の場合があります。
お越しの際は事前にご連絡いただくと助かります！

電話 (0166)25-6729

FAX (0166)25-7111

E-mail nougyouinkai@city.asahikawa.lg.jp



Eメール問合せ

今津市長と意見交換しました

令和4年9月2日、今津市長と農業委員による意見交換会を行いました。旭川の農業の現状や課題を共有し、農地利用最適化の取組みに対する足掛かりとなるような意見交換が行われました。

ここでは意見交換会で出た話題の一部を紹介します。



農業委員

水田活用直接支払交付金の運用変更について、地域の農業者からは、このままではやっていけない、といった切実な声が上がっています。さつまいもや子実コーンなど新しい作物の導入に対しても、市として検討していただければと思います。

国に対して、地域の実情を理解してもらおうよう、引き続きしっかりと訴えていきたいと思っています。

交付金に頼らないような新しい作物、農業経営のあり方についても、取り組んでいきたいです。



市長



農業委員

人・農地プランの法定化により、目標地図を備えた地域計画の作成が義務づけられました。

私どもとしましては目標地図作成に向けて努力する所存ですので、旭川市としても主導的な立場でのご協力をお願いしたいと思っています。

地域計画につきましては、農業委員会とも協力しながら、旭川市が主体となって、協議の中で関係者と将来の旭川の農業のあり方について検討していきたいと思っています。



市長



農業委員

近年、鹿、アライグマ、ヒグマなどによる農作物への被害が増えているように思います。

捕獲した鹿を負担なく処理できるようなシステム構築や、連絡時の迅速な対応など、対策の強化をお願いしたいです。

鳥獣による農作物被害は甚大で、特にヒグマは営農への被害だけでなく命にも関わりますから、環境部も合わせて対策にしっかりと取り組んでまいります。



市長

この他にも今津市長からは、肥料や農業資材の価格高騰に対しては市としても補正予算を組んで対応している、地元農産品について市長自らも積極的に売り込んでいきたい、関係機関と協力して農産品のブランディングをしていきたいなどといった話がありました。

視察研修に行きました

農業委員会では、農業委員や職員の資質向上を目的として、毎年視察研修を行っています。今年度は市長との意見交換会でも話題に上がった新規作物の導入や、鳥獣対策に力を入れている視察先も選び、先進的な取り組みなどについて学ぶことができました。

北海道子実コーン組合

地球レベルでの食糧不足を背景とした穀物価格の高騰で今注目を集めているのが子実コーンです。年間1,500万トン（米の約2倍）ある子実コーンの国内需要のほとんどは輸入でまかなわれています。

そこで国内での供給元の確保といったニーズに加え、麦・大豆の連作障害への対策として、北海道子実コーン組合はいち早く子実コーンの生産に取り組んできました。

管理に手がかからず反収が多い子実コーンは、食料・飼料自給率の低迷と労働力不足という農業が直面する課題にも有効で、旭川市での新たな主要作物の一翼を担える可能性を秘めていると実感できる視察になりました。



子実コーンとは
完熟期に実だけを収穫し、乾燥させて活用するトウモロコシ。用途は飼料用、食用、工業用など多岐に渡る。



占冠村農林課

山間に位置する占冠村では、エゾシカやヒグマの農業被害が深刻です。このため村では、村独自の猟区を設定したり、酪農学園大学と提携して鳥獣の生態研究や捕獲などの対策を行っているとのことでした。

村では研究肌な鳥獣対策専門の職員が勤務されており、日々フィールドに出て奮闘しているとのことのお話が印象的でした。

ハンターの人材不足は旭川市も共通の課題で、地域住民と連携することで鳥獣の生態などを皆で共有するといった地道な活動によって、後継者を育てていくことも大切だと感じました。

その他の視察先と研修内容

- ・株式会社北海道開拓使・・・ブドウ栽培の方法、農業女子の活動など
- ・有限会社東條産業・・・さつまいも、にんにく栽培への取り組みなど
- ・株式会社Jファーム 苫小牧工場・・・工場でのミニトマト、ベビーリーフ栽培技術など
- ・滝川市農業委員会・・・水田活用直接支払交付金の運用変更についての意見交換
- ・和寒町産業振興課・・・和寒・剣淵広域有害鳥獣焼却施設の運営方法など
- ・農事組合法人豊原生産組合・・・ヒグマ対策、資料作物としてのソルガムの栽培
- ・株式会社アグリファッショングループ+勝ガールズ農場・・・女性の新規就農、ブランディングの方法など

視察を快く受け入れてくださった視察先の関係者の皆様、ご協力ありがとうございました！

農地にまつわるQ & Aのコーナー①

農業委員会では日々、農地に関するお問い合わせを受けています。

ここではよくあるご質問や、わからずに見過ごしがちだけど、実は注意が必要なことについて、Q & Aの形式で紹介します。

農地を取得したい



私は会社員なのですが、農地を借りて自家用の野菜を作ったり、採れた野菜をインターネットで販売したりしたいです。農地を借りられますか？

農地を借りたり買ったりするには、農業委員会の許可や決定が必要です。また、借りたり買ったりできるのは、いわゆる「農業者」に限られます。この「農業者」に明確な定義はありませんが、簡単に言うと「農業で生計を立てている人」という風にご理解ください。

農地は「農地法」という法律で、国の安定的な食料自給を担うために守るべきもの、という位置付けがされています。このため、農地を取得する人には、その農地を将来に渡って安定的に耕作していけるだけの技能や知識、事業計画や資金、農機具の所有などが求められます。

これらを踏まえ、農地取得が可能かどうか農業委員会で総合的に判断しますので、農業委員会にご相談ください。



農地を相続しました



農地を持っていた父が亡くなって、農地を相続しました。父は近所の農家さんに農地を貸していたのですが、賃貸借契約はどうしたらいいですか？

農地を相続した場合、農業委員会への届出が必要です。まずは農業委員会にご連絡をお願いします。

農地の賃貸借契約の貸主の権利は、農地を相続した人に引き継がれますので、すぐに契約の名義を変更する必要はありません。契約更新をする時などに、新しい所有者の名義で契約の手続きをすることになります。





農地を相続しましたが、私は会社員で農地の扱いに困っています。どうしたらいいですか？

農地は、農地として耕作するか、病虫害の発生などで近隣の迷惑にならないよう、草刈りなどの管理が必要です。ご自身で耕作や管理ができない場合、他にできる人がいないか探しますので、まずは農業委員会にお問い合わせください。

なお、圃場の条件などによっては耕作者が見つからない場合もありますので、ご了承ください。



農地を転用したい



農機具置場や作業場として、農地の一部を整地して使ってもいいですか？

農地は農地として使うことが原則であり、耕作以外の目的に使うことを「農地転用」といいます。農地転用するためには原則許可または届出が必要で、許可できるかどうかは案件毎に異なります。

整地は農地転用に当たりますが、営農に必要なものとして許可できる可能性がありますので、詳しくは農業委員会にご相談ください。



農地に農機具格納用のハウスを建ててもいいですか？小さいものなら建ててもいいと聞いたことがあるのですが。

200㎡未満の農業用施設であれば、農地転用の許可は不要ですが、届出をお願いしています。

この場合の許可不要なものは「農業用施設」に限られ、面積は建物だけではなく通路などの周辺の面積も含めて200㎡までに収める必要があります。

また、都市計画法や農振法など、他の法律の許可や届出が必要な場合もあるので、まずは農業委員会へのお問い合わせをお願いします。



農地にまつわるQ & Aのコーナー②



田んぼの中に一部宅地があって使い勝手が悪いので、道路に面している田んぼの一部を潰して宅地と入れ替える工事を自分でやろうと思っています。田んぼ全体としての面積は変わらないのですが、農地転用の許可は必要でしょうか？

国営や道営の基盤整備ではなく、ご自身で工事をする場合、宅地と入れ替えたとしても、田んぼを潰してしまう行為は農地転用に当たります。許可できるかどうかはケースバイケースなので、詳しくは農業委員会にご相談ください。



非農地として扱えますか？



土地を売ろうとして登記簿を取ったところ地目が「田」になっており、このままでは売買できないと聞きました。この土地は20年以上前から山林化しており、田んぼではありません。どのような手続きをしたらいいのでしょうか？

登記地目が「田」や「畑」の場合、実際の使われ方に関わらず、自由に売買できません。

まずは農業委員会にお問い合わせください。農業委員が現地を確認した上で非農地と判断できれば、非農地であることを証明する「現地目証明書」を発行します。基本的にはこの証明があれば、法務局で地目変更の登記をすることができます。



登記簿の地目が「原野」の土地があるのですが、この土地は昔、亡き祖父が開墾して畑として使っていました。今は草刈り管理だけしています。

この土地は売っても大丈夫でしょうか？

登記地目が原野などの非農地であっても、実際は農地として使われていたり、起こせばすぐに農地に復元できる土地の場合、農地法上は農地と判断します。農業委員による現地確認の結果、農地と判断された場合、農業者以外の方には売れません。





とある業者さんから土地を売って欲しいと打診され、登記簿を確認したところ地目は「田」でしたが、今は雑草が茂っており田んぼとしては使っていなかったため、業者さんと売買契約書を交わし金銭のやりとりもしました。

この土地は農地ではないと思いますので、非農地の証明書を発行してもらえますか？

農地法上の農地判断は、農業委員のみが行えます。過去に農地として使っていて雑草が茂っている程度なら、農地と判断する可能性があります。現地確認の結果、農地と判断された場合、非農地の証明書は発行できません。また、農業委員会の許可や決定がない農地の売買は、法的に無効です。

このようなトラブルを未然に防ぐため、事前に農業委員会へのお問い合わせをお願いします。



農業者年金について



農家が入れる農業者年金という制度があると聞きました。私も加入できますか？

農業者年金は、①年間60日以上農業に従事、②国民年金第1号被保険者、③20歳以上60歳未満、の3つの要件を満たせば加入できます。農業者の方にとってメリットのある制度なので、ぜひ加入をご検討ください。



私は5年前に息子に経営移譲し、農業者年金の経営移譲年金を受給しているのですが、今度、息子に貸している農地を別の方に貸すことになりました。農業者年金はどうなりますか？

経営移譲年金や特例付加年金を受給している場合、農地の移動に制約が付いている可能性があります。

借主の変更、賃貸借契約の満了、農地転用、耕作の放棄など、あらゆる状況変化に応じて農業者年金受給額に影響を及ぼす可能性があります。農地の状況変化には細心の注意を払い、必ず事前に農業委員会またはお近くのJAにお問い合わせください。



農業委員の改選があります

令和5年7月29日に、現在の旭川市農業委員の任期が満了し、新しい農業委員が選ばれることとなります。

今回の改選では、農業委員定数が現在の37名から27名へ減少します。また、このことに合わせ、これまでの部会制を廃止し総会に一本化します。

委員定数 減少

37名



27名

部会制 廃止

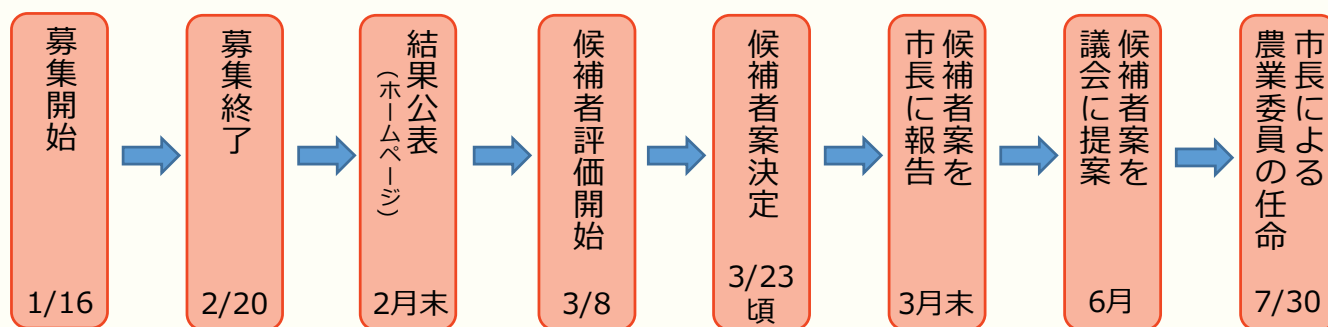
農地部会

農政部会



総会

改選のスケジュール



※ 日付は全て令和5年のものです

参考賃借料を公表しました

旭川市農業委員会では3年に1回、農地の賃貸借における「参考賃借料」を公表しており、令和4年12月に新しい参考賃借料を公表しました。

今回公表した参考賃借料は、前回の額から変更せず据え置きとしています。

参考賃借料はあくまでも「参考」であるため、賃借料は貸主・借主双方でご相談の上、決めてください。

※ 参考賃借料，収量ともに10a当たり，1年間の値です

田の部		
農地区分	参考賃借料	収量(米)
A	12,900円	553kg
B	10,900円	510kg
C	9,300円	473kg
D	8,000円	430kg

畑の部		
農地区分	参考賃借料	収量(小麦)
上	3,200円	554kg
中	2,800円	524kg
下	2,400円	494kg

目標地図を作ります

令和5年4月1日から、改正農業経営基盤強化促進法の施行が予定されており、目標地図を備えた地域計画の策定が法定化されます。

今回の改正は数十年に1回規模の大改正と言われており、農業関係者を取り巻く環境が大きく変わることが予想されます。

農業委員会でも改正に向けた準備を進めています。農業委員会の役割は、**目標地図の素案**を作ることです。

目標地図…？

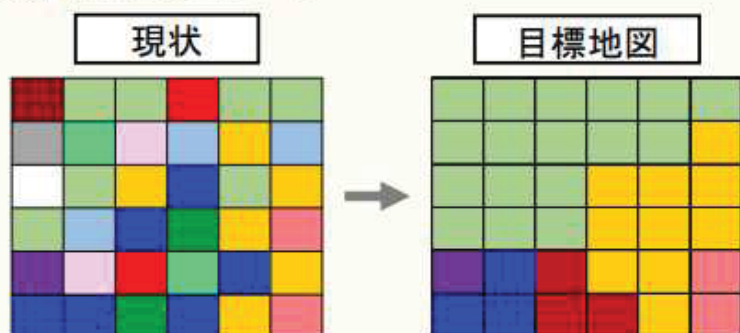


目標地図とは

目標地図とは、10年後に誰がどこの農地を耕作しているか、将来の旭川市の農地利用の姿を関係者で協議し、農地の出し手・受け手の意向を反映して、地図上に落とし込んだものです。

目標地図は、改正法の施行から2年以内(令和7年3月31日予定)に作る必要があります。

※目標地図のイメージ



将来の効率的な農地利用に向けて、担い手への農地集積，団地化した形を目指して地図を作ります。

目標地図作成に当たって、今後随時、将来の農地利用について地域の農業者・農地所有者の方を対象とした意向調査を行います。

調査では、農業委員の戸別訪問による聞き取りも行う予定です。

今後行う意向調査へのご協力を、よろしくお願いいたします

表紙写真の紹介

この写真は、旭川農業高校の温室で令和4年11月18日に撮影されたシクラメンとポインセチアです。

旭川農業高校では、例年10月末にシクラメンの販売会を開催しているそうですよ。

鮮やかな色合いのお花と生徒さんの楽しそうな表情を見ていると、思わず明るい気持ちになりますね。

旭川農業高校の皆さん、ご協力ありがとうございました。



農業者年金に加入しませんか

農業者の将来の生活の安定と担い手支援のため、農業者年金制度があります。農業者の方にとって、たくさんのメリットがある制度になっていますので、将来設計の1つの選択肢として加入をご検討ください。

詳しくは農業者年金基金HPまたは旭川市農業委員会HPをご覧ください。



農業者年金基金
ホームページ

編集後記

農業を取巻く環境はとても厳しいものがあり、皆様もご苦労されていることと思います。昨年も自然災害や異常気象によると思われる災害が全国各地で発生しており、農業被害もとても大きなものになっているようです。また、肥料や飼料の他、あらゆる物価が高騰し、大きな負担となっているのではないのでしょうか。少しでも早く落ち着いてくれることを願いたいと思います。

農業者の皆様が生産されている食料は、人々の生活に欠かすことのできないとても大切なものです。今年も、たくさんの農畜産物を生産することができますように願いを込めて、編集後記とさせていただきます。

編集委員 楠 栄

旭川市農業委員会だよりN&N第97号編集委員
編集委員長：宮嶋睦子
副編集委員長：北原浩美
編集委員：請川幹恭、川上和幸、楠栄、田口一昌、山村志保子

「N&N」とは
「農業者(Nougyousha)」と「農業委員会(Nougyouiinkai)」の頭文字のNを取って作られた愛称です。
この愛称には、N&Nが農業者と農業委員会を繋ぐ架け橋となるような機関誌であって欲しい、という願いが込められています。

〒070-8541

旭川市上常磐町1丁目 水道局庁舎5階

旭川市農業委員会事務局

電話：(0166)25-6729

FAX：(0166)25-7111

E-mail：nougyouiinkai@city.asahikawa.lg.jp